

軽自動車税の減免・非課税制度のお知らせ

【軽自動車税（種別割）の減免制度】

次のいずれかに該当する車両は、申請をすることで令和2年度の軽自動車税（種別割）が減免になる場合があります。

対 象	必要書類など	
	共通	左記の他、必要なもの
①身体または精神に障がいがある人などが使用する車両で、一定の要件に該当する場合	・減免申請書 ・令和2年度軽自動車税（種別割）納税通知書 ・車検証 ・印鑑 ・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード（法人の場合は法人番号を記載）	・身体障害者手帳、療育手帳など ・運転免許証
②社会福祉法人が所有し、直接その本来の事業に用いる車両		・定款 ・事業計画書、運行記録簿などの写し
③車椅子の昇降装置または固定装置、浴槽などを備えている車両		車検証に構造の記載がない場合、写真など構造の確認ができるもの

※必ず納付前に申請してください。納付済みの場合は減免の対象になりません

◇申請期限 5月29日(金)

◇受付場所 市税務課（昨年度に減免を受けた場合は、各地区生活応援センター窓口(釜石地区を除く)でも受け付けます）

【被災代替車両の非課税制度】

東日本大震災で被災した車両に代わって取得した代替車両は、申請をすることで取得した年度の翌年度の軽自動車税（種別割）が非課税となります。

被災車両1台につき代替車両1台が非課税の対象です。すでに申請済みの場合は対象となりません。

※4月1日に取得した車両は、取得年度も非課税になります

必要書類など	① 非課税申請書（市税務課窓口にあります）	受付場所	市役所税務課 市民税係
	② 被災車両の登録事項証明書など		
	③ 代替車両の車検証		
	④ 印鑑		

問い合わせ 市税務課 市民税係 ☎27-8481

国民健康保険のお知らせ ～ 保険証の切り替えには届け出が必要です ～

国民健康保険（国保）は、病気やケガに備えて加入者がお金（国保税）を出し合い、病院にかかるときの医療費などに充てる助け合いの制度です。

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している人や後期高齢者医療制度の対象となる人、生活保護を受けている人以外は、全ての人が国保に加入しなければなりません。

国保に加入するときや国保を脱退するときは、変更があった日の翌日から14日以内に必ず市の窓口で手続きをし、保険証を切り替えましょう。

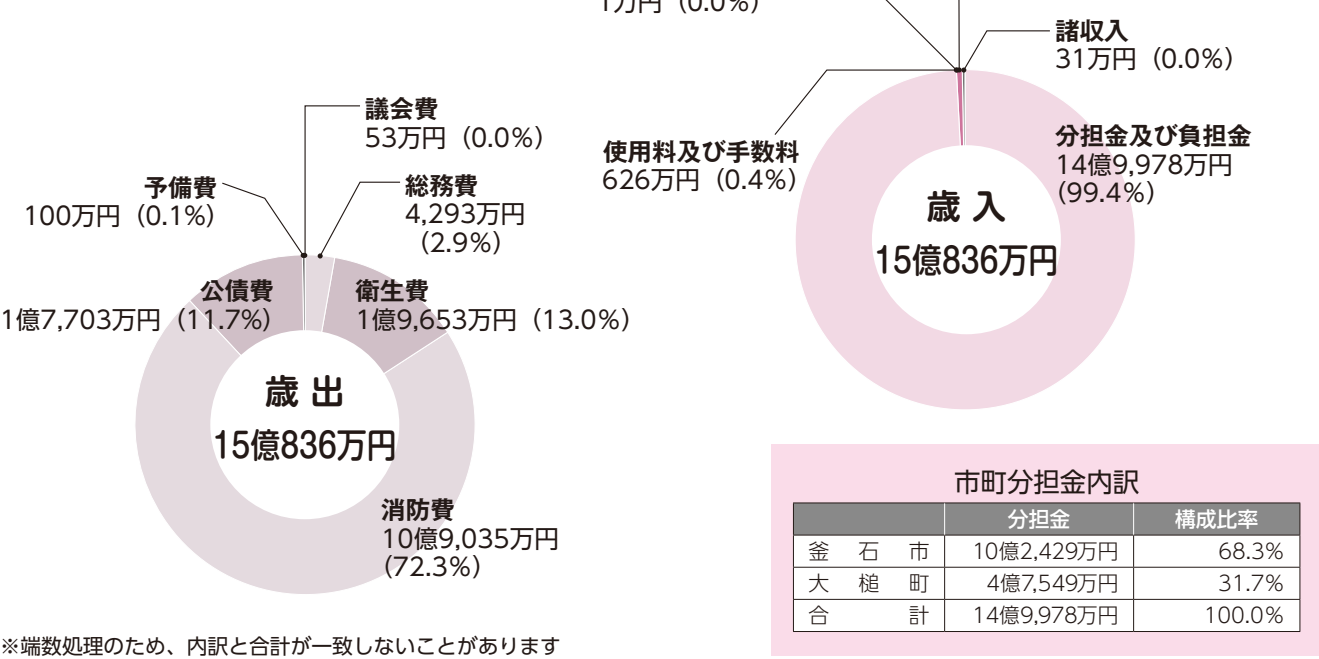
- ◆保険証は自動的に切り替わりません（75歳となり後期高齢者医療制度に切り替わる場合を除く）
- ◆手続きが遅れると、本来、国保税が課税されない人に納税通知書が届くなどの不都合が生じます
- ◆手続きは、市市民課国保年金係または各地区生活応援センター（釜石地区を除く）で行ってください
- ◆別世帯の人が手続きをする場合は「委任状」が必要です
- ◆手続きに必要な書類など詳しくはお問い合わせください

問い合わせ ▷国民健康保険の手続きに関すること 市市民課 国保年金係 ☎27-8450
▷国民健康保険税に関すること 市税務課 市民税係 ☎27-8481

令和2年度 釜石大槌地区行政事務組合会計の予算をお知らせします

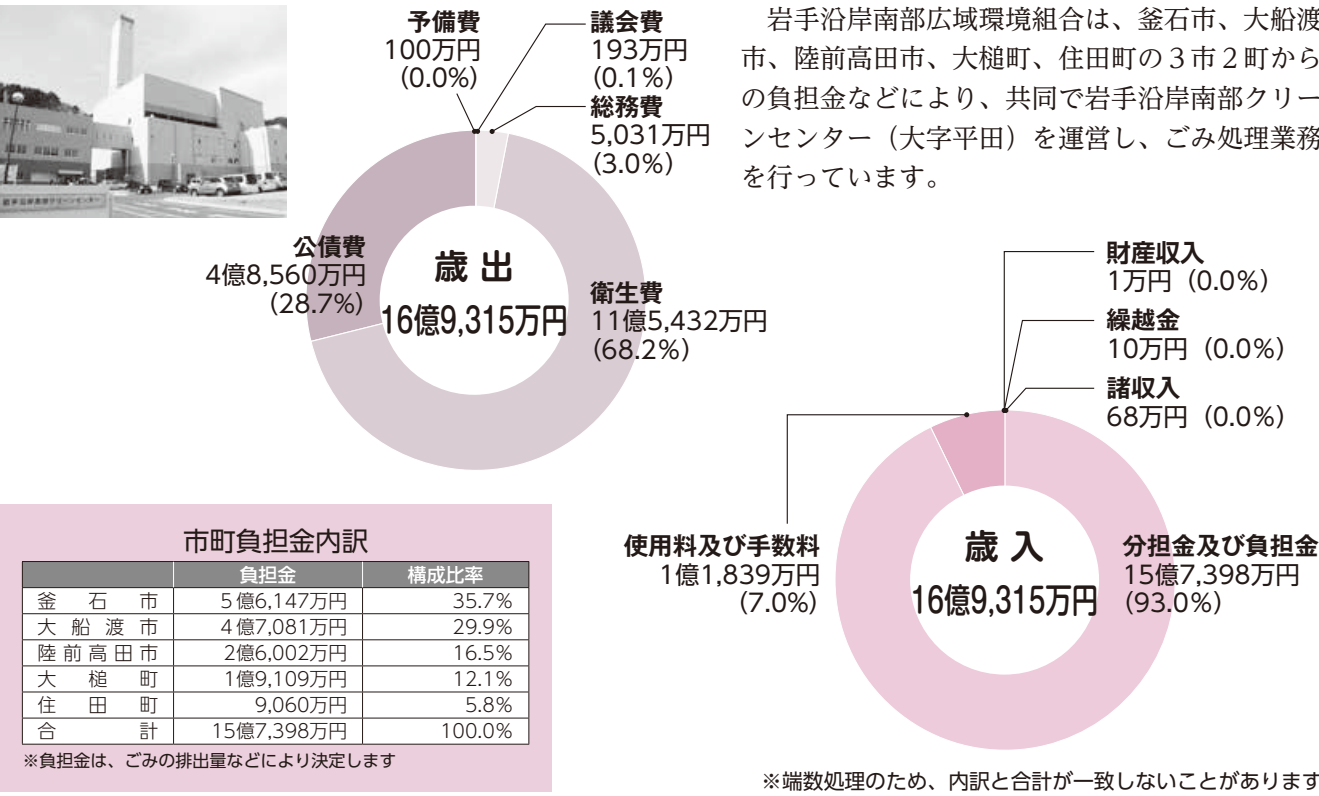
釜石大槌地区行政事務組合は、釜石市大槌町からの分担金により、共同で消防業務やし尿処理業務を行っています。

事務組合議会2月定例会で可決された令和2年度事務組合予算の概要をお知らせします。



問い合わせ 釜石大槌地区行政事務組合 事務局 総務課 ☎31-1336

令和2年度 岩手沿岸南部広域環境組合会計の予算をお知らせします



問い合わせ 岩手沿岸南部広域環境組合 事務局 ☎27-7020